

令和3年2月16日

新型コロナウイルスワクチン接種における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）については、既に海外では接種が開始され、国内においても、現在、各薬品メーカーが薬事承認申請手続を進めております。

また、本市においても、令和3年1月に厚生労働省との共催により、ワクチン接種会場の運営訓練を実施してまいりました。

今後、接種主体となる本市では、ワクチンの供給開始後、安全かつ確実に、そして可能な限り速やかに、希望する市民にワクチンを接種できるよう、次の方針に基づき、ワクチン接種に係る取組を進めることといたします。

- 1 ワクチン接種については、4月から市民の皆様への接種を開始できるよう必要な準備を進める。ただし、国や神奈川県の方針やワクチンの供給スケジュール等によっては、接種開始時期や接種場所の変更等も含め、柔軟に対応する。
- 2 特設会場における接種（以下、「集団接種」という。）、協力医療機関での接種（以下「個別接種」という。）、施設等を巡回して行う接種（以下「巡回接種」という。）を併用し、できるだけ早期に、市民の皆様への接種を実施する。
- 3 集団接種について、接種開始時においては市民館を中心に各区1カ所程度の会場設置とする。この場合において、既に予約済の市民利用については、予約キャンセルの手続等を進める。
- 4 集団接種体制については、接種開始後の医療従事者の確保状況や接種の申込状況等を勘案し、接種箇所の変更や増減を含め、柔軟に対応する。また、個別接種体制が拡充し、接種体制が充足した場合については、集団接種会場を縮小・廃止する。
- 5 個別接種については、医療機関や各種医療関係団体と連携・協力し、市民が身近な協力医療機関で接種を受けられる体制の構築を行う。
- 6 巡回接種については、高齢者が入所・居住する社会福祉施設等で実施する。
- 7 ワクチンの優先接種の対象者や申込方法など、ワクチン接種に係る詳細な情報について、可能な限り迅速かつ的確に市民の皆様へ発信する。

- 8 ワクチン接種については、全庁一丸となって取り組むとともに、安全・安心かつ公平・迅速なワクチン接種を行うことができるよう、市民の皆様への影響を鑑みながら、一部業務の縮小や休止を行った上で、職員配置や必要な組織の整備、応援職員の派遣等を適宜実施する。

川崎市における新型コロナウイルスワクチンの接種体制に関する基本方針について

安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての市民にワクチンを接種できる体制の構築

1 集団接種体制の構築

(1) 集団接種

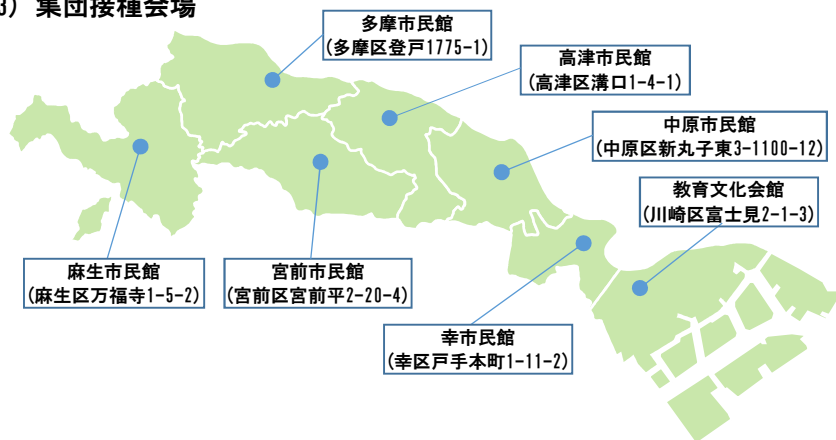
集団を対象に「市が設置する接種会場」等において予防接種を実施する方法

(2) 接種体制の考え方

- 新たな技術を活用したワクチン開発が進められており、ワクチンによっては特殊な流通・保管及び短期間に多くの接種を行える体制が必要(個別接種を実施するためには環境の整備が必要)
- 集団接種の実施には市内の医療機関・関係団体の協力が不可欠であるが、通常の医療(診療)に並行して、多数の医療従事者を確保することには一定の限界(接種会場数と医療従事者確保のバランス)
- 高齢者以外の者に対する接種も順次開始されていくことから、それぞれの状況に応じた柔軟な接種体制が必要

【方向性】各区に1か所程度の接種会場を設置するとともに、職場等における集団接種体制を構築

(3) 集団接種会場



(4) 集団接種会場の運営(案)

【開設日時等】

- 接種開始: 令和3年4月1日を想定
- 会場: 各区に1か所程度
- 開設日: 日曜又は土曜を含む週5日
- 開設時間: ①9:00-13:00 ②14:00-18:00

【実施方法】

- 市内医療機関・関係団体・民間委託等による運営
- 会計年度任用職員の活用
- 個別接種の拡充に応じて縮小・廃止
- 職場等における集団接種に向けた調整

2 個別接種体制の構築

(1) 個別接種

市内の協力医療機関において予防接種を実施する方法

(2) 接種体制の考え方

- 先行して供給開始が想定されるファイザー社のワクチンは1回の配送単位が大きく、超低温の保管を要するため、保管可能な施設が限定的
- 保管を行わない施設でも接種できるよう、ワクチンの小分け及び適正な移送による接種体制の構築が必要
- 各ワクチンの供給開始や供給量に合わせて、協力医療機関による個別接種を拡充
- 円滑な個別接種の実施に向けては、協力医療機関の体制整備や適正管理によるワクチン移送等の支援が必要

【方向性】医療機関の接種体制・ワクチンの移送体制を構築し、600以上(目標)の協力医療機関による個別接種を実施

3 巡回接種体制の構築

(1) 巡回接種

高齢者が入所・居所する社会福祉施設等を巡回して予防接種を実施する方法

(2) 接種体制の考え方

- 高齢者においては、新型コロナウイルスの感染による重症化のリスクが高い
- 施設等に入所・居所する高齢者においては、集団接種又は個別接種によるワクチン接種が困難な状況が想定
- 施設等におけるワクチン接種には、嘱託医やかかりつけ医等の協力が不可欠
- また、業務の特性を踏まえ、高齢者施設等の従事者に対する優先接種体制の構築が必要

【方向性】高齢者施設等の嘱託医等の協力による巡回接種を実施するとともに、従事者の優先接種体制を構築